

第 2 号議案

豊後大野市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部改正について

豊後大野市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

本市一般職の職員の給与改定の状況や平成27年人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の給与の額が改定されたこと等に鑑み、市長及び副市長の給与について改定を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 豊後大野市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
(平成17年豊後大野市条例第52号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 豊後大野市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 147.5」を「100 分の 150」に、「100 分の 167.5」を
「100 分の 165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1
日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の豊後大野市特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例(次項において「改正後の給与等条例」という。)の
規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定によ
る改正前の豊後大野市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による
給与の内払とみなす。